

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6K6Z13C00530		6L7C1AA0120 0001						
品名 または 件名								
令和8年度陸上自衛隊の広聴業務の整備								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸幕				陸幕				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
陸幕				令和9年2月26日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年11月19日(木) 10時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書4. 1. 4 事前提出書類に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和8年11月13日17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部監理部 狩生 (TEL: 03-3268-3111 内線40087)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合には請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。
- コ その他の項目については別紙による。
- サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第３班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

メールアドレス : rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部監理部 狩生

(TEL : 03-3268-3111 内線40087)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：6L7C1AA0120

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
令和8年度陸上自衛隊の広聴業務の整備	仕様書番号		
	陸幕監理部総務課0060		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和8年	10月23日
	変更	令和	年 月 日
作成部隊等名		陸上幕僚監部監理部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度陸上自衛隊の広聴業務の整備（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 プライバシーマーク

個人情報保護に関して、一定の要件を満たした事業者に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会により使用を認められる登録商標をいう。

1.2.2 回収数

国勢調査による人口構成（性別・年齢・地域）に応じた回収数とする。

1.2.3 人口統計比割付

性別、年齢、地域別にて最新の国勢調査に基づく人口統計と同じ比率により、インターネットモニターを獲得できることをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 1) 陸上自衛隊に対する国民の理解、評価、関心、親近感、職業としての認識及び情報接触状況を調査するとともに、過去の意識調査との経年比較並びに情報発信と国民の意識との関係性を分析し、その結果に基づき、今後の陸上自衛隊の情報発信に資する施策を提言するものとする。

2) アンケート調査

アンケート調査は、次による。

なお、細部は、官側との調整による。

2.2.1 調査期間

令和9年1月の所定の期間とし、細部は、陸上幕僚監部監理部総務課広報室（以下、“広

報室”という。)との調整による。

2.2.2 調査対象

全国15歳以上69歳以下の男女とする。

2.2.3 回収数(基準)

4,000人以上(有効回答)とする。

2.2.4 調査方法

契約の相手方のインターネットモニターに対するアンケート調査とする。

2.3 集計・分析要領等

2.3.1 集計作業

データクリーニング(無記入・誤記入・矛盾などの修正)を確実に行うものとする。

2.3.2 設問

契約の相手方は、広報室と協議の上、今後の陸上自衛隊の情報発信に資する設問設計を行うものとする。

設問の設定に当たっては、過去の調査との継続性を確保しつつ、認識の把握にとどまらず、次の事項を把握できるものとする。

- ・陸上自衛隊に対する理解、評価、関心及び親近感の形成要因
- ・陸上自衛隊に関心を持たない者の背景及び理由
- ・自衛官の任務、働き方等の職業実態に関する理解
- ・媒体別の情報接触状況、接触した情報内容及び情報到達経路
- ・国民が必要としている情報及び不足している情報

なお、調査設問は40問(更問15問程度を含む。)を基準とし、細部は、広報室との調整による。

2.3.3 アンケート調査に使用するインターネット上の画面構成

調査に当たっては、モニターの入力が容易になるように入力画面を整備し、アンケート調査を実施する前に、広報室の確認を受けるものとする。

なお、スマートフォンを用いて入力するモニターも考慮するものとする。

2.3.4 調査結果の取りまとめ

調査結果の取りまとめは、次による。

分析に当たっては、陸上自衛隊に対する理解、評価、関心、親近感及び職業としての認識と、回答者属性、情報接触状況、接触媒体及び接触した情報内容等との関係性を分析し、それぞれの形成要因及び阻害要因を明らかにするものとする。また、過去の意識調査との経年比較を行い、各分析結果を総括するとともに、今後の陸上自衛隊の情報発信に資する施策を提言するものとする。

施策提言には、情報発信上の課題、対象層、発信すべき情報、効果的な媒体及び具体的な改善方策を含めるものとする。

なお、分析に当たっては、回答者属性及び設問間のクロス集計を行うものとし、方法及び施策提言の内容の細部については、官側との協議により決定するものとする。

2.3.5 結果報告書の作成

集計・分析を基に、プレゼンテーションソフト“PowerPoint”を使用して、結果報告書を作成するものとする。

なお、収録内容などは、次による。

- a) 報告書は、「目次」、「調査の概要」、「調査対象者」、「調査結果の概要」、「調査結果の詳細」及び「資料」に区分するものとする。
- b) 「調査の概要」の構成は、調査目的、調査対象者、調査期間、調査方法、調査設計及び調

査実施委託機関の区分とする。

- c) 「調査対象者」の構成は、性別、年代、地域、職業ごとのグラフにより構成するものとする。
- d) 「調査結果の概要」の構成は、全般の総括を記載した後、それぞれの調査項目ごとに、文章、グラフなどを使用して記述するものとする。併せて、調査結果を踏まえた情報発信に資する施策の提言として、課題及び対策案などを具体的に記述するものとする。
- e) 「調査結果の詳細」の構成は、それぞれ質問ごとに1ページを用いて、質問番号、質問文、回答選択番号、回答選択支文、回答者数及び当該選択支を選択した者の割合を、文章及びグラフなどを使用して記述するものとする。
- f) 「資料」の作成は、実際に調査で使用したインターネット上の「質問ページ」を記載するものとする。
- g) 報告書の品質を保つため、無効の回答及び欠損データを削除するものとする。

2.3.6 結果報告書の提出要領等

結果報告書の提出要領等は、表1による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件等

4.1.1 データ管理

データ管理は、次による。

- a) プライバシーの保護、データの機密性確保の観点から、アンケートの企画、設計、実施、分析及び結果報告書の作成（印刷・製本・電子データ化）などの個人情報などを取り扱う業務については、プライバシーマーク等を取得している会社が行うものとする。
- b) 機密性及び内容理解の重要性の観点から、本役務の公示より、過去5年以内に陸上自衛隊との取引実績のある業者であるものとする。

4.1.2 調査対象モニターの平準化

モニターサンプルを国勢調査による人口構成（性別・年齢・地域）とするため、人口統計比割付により、調査対象の偏りをなくすることができる技術を有するものとする。

4.1.3 信頼性の確保

信頼性の確保は、次による。

- a) 調査の信頼性を確保するため、インターネット調査に対する回答馴れ及び回答経験の偏りを減じ、回答機会の平等化を図り、インターネット調査に起因する調査の弊害を排除できるものとする。
- b) インターネットという媒体を介する調査（直接調査対象本人と面接できない調査）であるため、「なりすまし」や「二重回答」を防止するため、モニターの身元確認が可能であるものとする。
- c) 人口統計比割付などにより、調査対象モニターの偏りを生じさせないための本人確認が取れている、100万人以上のインターネット調査専用モニターを保有・管理することができるものとする。

4.1.4 事前提出書類

入札を希望する業者は、事前に、モニター総数、モニターの性別・年齢・地域・職業別分布、本人確認などのモニターの品質管理方策、中央省庁におけるインターネット調査実績に関する書類及びプライバシーマークを取得していること並びに陸上自衛隊との取引実績を証明する書類を、入札日の5日前までに、広報室に提出するとともに確認を受けるものとする。

4.2 提出書類等

提出書類等は、表1による。

なお、電子記憶媒体は、ウィンドウズ環境で動作するものとし、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

4.3 打合せ等

契約の相手方は、本役務に関する連絡調整などのため、広報室が主催する打合せ等に参加するものとする。

なお、打合せ等は、表2を基準とし、細部は広報室との調整による。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の第5項によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

なお、契約の相手方は、貸与された資料などがある場合は、その取扱いなどに関し官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。

4.5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、契約履行後も同様とするものとする。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、図1に基づき、所要の届出などを実施するものとする。
- c) 本役務終了後には、登録された個人情報について、完全に廃棄するものとする。
- d) 個人情報の取扱いについて、契約の相手方は、プライバシーマークの認定事業者であるものとする。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.7 権利の帰属

本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画などの構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属する。

4.8 不具合の処理

本役務の履行に当たり、不具合が発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1－結果報告書の提出要領等

番号	提出書類等	数量等	提出時期	提出先	備考
1	報告書	ブックレット：4部	下記のとおり	陸上幕僚監部監理部総務課 広報室	
2	電子データ	官側の指定するメールアドレスに送付			

1 調査結果に関する報告書の仕様（基準）は下記のとおりとし，細部は広報室との調整による。

1) 規格：A 4 版縦長，製本は左とじとする。

2) 表紙等デザインは，次による。

ア) 表表紙及び背表紙には，調査件名，報告年月及び調査元部署名を配置するものとする。

イ) 広報室は，必要に応じデザインに使用するロゴを，契約の相手方に付与することができるものとする。

ウ) 広報室は，類似見本を，契約の相手方に貸与することができるものとする。

3) 収録内容は，2.3.5 による。

2 電子データの仕様（基準）は下記のとおりとし，細部は広報室との調整による。

1) 提出データ

ア) 報告書

イ) 回収データ

2) 仕様

報告書のプレゼンテーションソフト及び回収データの表計算ソフトについては，Microsoft Office 3 6 5 又は 2 0 1 9 以上のバージョンを使用するものとする。

3) 提出要領

官側の指定するメールアドレスに送付するものとする。

3 提出時期

令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までに暫定版（電子データのみ）を，令和 9 年 2 月 2 6 日（金）までに完成版を提出するものとする。

表 2－打合せ等

区 分	打合せ事項	時 期	場所及び要領
第1回	調査の概要及び調査設計に関する事項	契約締結後，速やかに	対面（広報室）又はオンライン（細部は，別途調整による。）
適 宜	設問設定に関する事項	別途調整による。	
	アンケート調査に使用するPC及びスマートフォン上の画面構成に関する事項		
	成果報告に関する事項		

図 1—第三者に従事させる場合等の届出

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	6L7C1AA0120	契約実施計画番号	6K6Z13C00530
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
令和8年度陸上自衛隊の広聴業務の整備	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)		令和9年2月26日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 11 月 19 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和8年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者